

保育所・こども園等の入所に係る注意・確認事項

利用調整において重要な事項を記載しています。

下記の事項をご確認いただき、各項目の確認欄のチェック（✓）と下部署名欄へのご署名をお願いします。

No.	項目	内容	確認欄
1	申請書類	申込受付後に、申請書類の原本返却はできません。 育児休業給付金の延長手続きに申込書等の写しが必要な場合は、必ず事前にコピーをとった上で申請してください。	
2	入所希望施設	入所を希望する施設は全て記入してありますか。記入のない施設については利用調整を行いませんので、空きがあっても入所することができません。	
3	入所理由 (求職活動)	父母のいずれか（または双方）が求職活動中の場合は、入所後3か月以内に就労内定を受けて就労証明書を提出いただく必要があります。	
4	入所理由 (育休復帰等)	入所月に復職していただく必要があります。復帰から1か月以内に、入園月に復帰したことがわかる就労証明書を改めて提出してください。	
5	選考結果の通知時期 (4月入所)	一次募集は、2月上旬、二次募集は3月中旬に結果を通知します。	
6	選考結果の通知時期 (5月～3月入所)	入所希望月の前月中旬（10日過ぎ）に結果を通知します。	
7	未転入の方	入所決定および給付認定には、入所月の前月末までに、保護者および児童が川越町に転入することが必要です。転入手続きが完了しだい、子ども家庭課にご連絡ください。	
8	入所後の手続き	申し込み後、家庭状況や就労状況等に変更がある場合、退園予定がある場合は、変更届、退園届を提出いただく必要があります。 申込内容と事実が異なる場合は、内定の取消または退園になることがあります。	
9	ならし保育	ならし保育はお子様の負担を考慮して行っています。育児休業からの復帰日や就職日を、入所月の後半にするなどの調整をしてください。	

上記の事項について、すべて確認し、保護者全員同意の上で申請します。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____